議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会記録	
開会年月日	平成29年6月7日
開会時刻	午前9時57分
閉 会 時 刻	午前10時29分
出席委員名	◎西山則夫 ○品川幸久 鈴木豊司 福井輝夫 宿 典泰 野崎隆太 上田修一 吉岡勝裕
	浜口和久 (議長)
欠席委員名	
署名者	西山則夫
担当書記	杉原正基
審査案件	 条例等検討分科会からの報告 (1) これまでの協議の経過について(報告) (2) 伊勢市議会基本条例(案)及びパブリックコメントの実施について (3) 伊勢市議会議員政治倫理条例骨子(案)について 2 広聴検討分科会からの報告 (1) これまでの協議の経過について(報告) 3 広報検討分科会からの報告 (1) これまでの協議の経過について(報告)
説明者	議会事務局長、次長、議事係長、調査係長、 議事係主事、調査係主事

会議の概要

西山委員長開会を宣言、直ちに会議に入り、最初に「条例等検討分科会からの報告について」を議題とし、1つ目として「これまでの協議の経過について (報告)」を鈴木会長から報告の後、意見もなく、報告のとおり全体会で報告 することを決定した。

次に、2つ目として「伊勢市議会基本条例(案)及びパブリックコメントの実施について」を議題とし、資料1-2「伊勢市議会基本条例逐条解説(案)」、資料1-3「伊勢市議会基本条例(案)のパブリックコメントについて」及び資料1-4「伊勢市議会基本条例(案)パブリックコメント実施要領(案)」により鈴木会長から説明の後、発言もなく、条例(案)及び逐条解説並びにパブリックコメントについては説明のとおりとし、全体会で協議することを決定した。

次に、3つ目として「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子(案)について」を 議題とし、資料2「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子(案)」により鈴木会長 から説明の後、発言もなく、骨子(案)については説明のとおりとし、全体会 での協議を経て条例等検討分科会において条文化していくことも確認され、全 体会で協議することを決定した。

次に、「広聴検討分科会からの報告について」を議題とし、「これまでの協議の経過について(報告)」を宿会長から報告の後、意見もなく、報告のとおり全体会で報告することを決定した。

次に、「広報検討分科会からの報告について」を議題とし、「これまでの協議の経過について(報告)」を上田会長から報告の後、意見もなく、報告のとおり全体会で報告することを決定した。

この後、委員会を閉会した。

(傍聴した議員 中山議員、黒木議員、世古議員、楠木議員、上村議員)

【報告又は説明の内容】

- 1 条例等検討分科会からの報告
 - (1) これまでの協議の経過について(報告)
 - ・2月14日の企画調整部会で予算審査について報告後、議会基本条例 (案)及び議員政治倫理条例骨子(案)の本格的な議論に入り、2月6

日には松阪市への先進地視察を行い、3月31日、4月19日には議会基本条例(案)と今後の流れ及び議員政治倫理条例骨子(案)を中心に議論を進めた。5月18日には、議会基本条例(案)及び逐条解説(案)、6月1日には議員政治倫理条例骨子(案)及びパブリックコメントを含めた今後のスケジュールについての確認を終えたので、今回の報告となった。

・中村会長から議長への分科会「会長職」の辞任の申し出の後、各派代表 者会議でも報告があり、5月18日に中村会長の辞任を許可するとともに、 正副会長の互選を行った結果、会長に鈴木委員、副会長に福井委員が当 選した。

(2) 伊勢市議会基本条例(案)及びパブリックコメントの実施について

- ・「前文」は、議会基本条例の制定の意義、議会は地方自治にふさわしい 市政の確立に向けた不断の努力を重ね、議員各自にあっては、自覚と見 識を持って市民の負託に応えるという決意を示している。また、用語解 説に「二元代表制」、「改革先行型」及び「市民」について説明している。
- ・第1条の「目的」は、条例制定の目的を規定するもので、地方自治の本旨に則るなか、市民の負託に応え、市民福祉の増進、市政の発展に寄与することとしている。また、用語解説に「地方自治の本旨」及び「市民福祉の増進」、参考条文に「憲法」、「地方自治法」の関連条項の抜粋を説明している。
- ・第2条の「議会の活動原則」は、議会活動を進めるに当たっては、一つ目に公開性、公正性、透明性及び信頼性が担保された市民に開かれた議会であること、二つ目に市民の多様な意見を把握し、市政に反映させること。三つ目に議員相互間で自由な討議を尽くし、その合意形成に努めること。四つ目に議長、副議長の選出に当たっては、所信表明の機会を設け、市民に選出の過程を明らかにすることとしている。
- ・第3条の「議員の活動原則」は、議員は、議会が言論の府又は合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を推進すること、市民の意見を的確に把握し、不断の研鑽によって自己の能力を高め、市民の代表としての相応しい活動をすること、そして、市民全体の福祉の増進を目指し活動することを議員活動の原則としている。また、用語解説に「言論の府」、「合議制の機関」について説明している。
- ・第4条の「議会の役割」は、議会の役割は、市の意思決定機関であって、

議決の責任を負うとともに、行政活動の監視、政策の立案を行うものと している。また、参考条文として「地方自治法第100条」の規定を抜粋 している。

- ・第5条の「議長の責務と役割」は、議長は、中立・公正な職務執行に努め、議会の品位を保持するとともに、民主的かつ効率な議会運営に努めることとしている。
- ・第6条の「大規模災害時の議会の対応」は、議会は、大規模災害時には、 市民の生命、財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、効果的、 機動的な活動が図られる体制の整備に努めることとしている。なお、大 規模災害への対応は、平成28年6月27日に制定された伊勢市議会大規模 災害対応基本方針に定められている。
- ・第7条の「会派」は、同一の理念を共有する議員同士で、議会活動を行 うための政策集団として会派の結成を認めており、政策の立案時におい ては、会派で議論を尽くした上で、その意思を表明することができるこ ととしている。
- ・第8条の「市民参加及び市民との連携」は、議会の会議は、原則公開とし、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないこととしている。第3項は、議会は、議会報告会等市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図ることとしている。第4項は、参考人制度、公聴会制度の活用について規定している。なお、参考条文として「地方自治法第115条の2」の規定を抜粋している。
- ・第9条の「請願及び陳情」は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置付け、真摯に取り扱うとともに、請願者においては、説明又は意見陳述の場を設けることができることとしている。なお、用語として、「請願」、「陳情」の説明をしている。
- ・第10条の「議員の定数」は、議員定数の改定に当たっては、行財政改革 の視点、市政の現状と課題、将来予測とその展望、類似団体との比較検 討等を考慮し、また市民の意思を市政に反映することが可能となるよう 定めることとしている。なお、議員定数については、伊勢市議会議員定 数条例で定めている。
- ・第11条の「議員報酬」は、議員は議員報酬が市民の負託を受けた職務遂行に対するものであることを自覚しなければならないこととしている。

なお、議員報酬については、伊勢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例で定めている。また、参考条文として、「地方自治法第203 条第4項」の規定を抜粋している。

- ・第12条の「議会と市長等との関係」は、議会の会議での質疑・応答は、 市政上の論点や争点を明確にするため一問一答方式で行うこととしてい る。また、議員と市長等との関係は、緊張関係を保持するとともに、市 長及び職員は、議長の許可を得て、反問することができるものとしてい る。なお、用語として「一問一答方式」について説明している。
- ・第13条の「法第96条第2項の議決事件」は、議会は、その機能強化を図るため、地方自治法第96条第2項に定める議決事件の範囲の拡大を図るものとしている。議決事件については、今後、(仮称)伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例として協議を願う予定である。また、参考条文として、「地方自治法第96条第2項」の規定を抜粋している。
- ・第14条の「定例会の回数及び会期」は、定例会の回数及び会期は、議会 の機能が十分発揮できる期間を確保することとしている。なお、定例会 の招集回数は、伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例で定めている。
- ・第15条の「予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請」は、予算・決算の審査に当たっては、市長に対し、施策別・事業別の資料作成を求めることとしている。
- ・第16条の「委員会」は、委員会では、専門的、具体的な議論によって、 議案等の審議を行うこととし、議会閉会中の継続審査事項を積極的に定 めることとしている。
- ・第17条の「政務活動」は、会派は、地方自治法第100条第14項に規定される政務活動費を有効に活用し、積極的な市政に関する調査、研究等を行わなければならず、その調査、研究等の成果は、議員間で共有するよう努めることとしている。なお、政務活動費に関しては、伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例に定め、政務活動費の取り扱いマニュアルに基づき運用している。また、参考条文として、「地方自治法第100条第14項」の規定を抜粋している。
- ・第18条の「議員研修」は、議員研修については、議員の資質、政策形成 能力、政策立案能力の向上を図るため、その充実・強化に努めることと している。
- ・第19条の「議会改革への取組」は、議会改革については、継続して取り

組むこととしている。

- ・第20条の「広報広聴機能の充実」は、議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いて情報提供に努めるとともに、市民の意向の把握にも努めることとしている。また、広報・広聴機能の充実を図るため、特別委員会を設置し、特別委員会については、伊勢市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱で規定している。
- ・第21条の「議員の倫理」は、議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならず、その政治倫理については、(仮称)伊勢市議会議員政治倫理条例で定めることとしている。
- ・第22条の「議会事務局」は、議長は、議員が行う政策形成、政策立案を 補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実・強化を図る よう努めることとしている。
- ・第23条の「議会図書室」は、議会に議会図書室を設置し、市民及び職員 の利用にも供することとしている。なお、議会図書室の管理・運営につ いては、伊勢市議会図書室規程で定めている。
- ・第24条の「他の条例との関係」は、議会に関する他の条例等の制定・改 廃に際しては、この条例との整合を図ることとしている。
- ・第25条の「見直し手続」は、議会基本条例の目的が達成されているかど うかを常に検証し、必要に応じて改正等を加えるとともに、議会に関す る他の条例等においても、改正等が必要と認められれば、適正な措置を 講ずることとしている。
- ・「附則」は、この条例は、改選の前の平成29年10月1日から施行することとしている。
- ・「パブリックコメント」は、伊勢市議会基本条例(案)について、広く、 市民の皆様の意見を収集し、その意見を条例に反映するため、伊勢市政 策意見提案パブリックコメント制度実施要綱に準じて実施するもの。
- ・議会事務局をはじめ19箇所に条例(案)を備え置き、意見を求めるもの。
- ・意見募集の期間は、平成29年7月14日から8月14日の1カ月間とし、広報いせ7月15日号をはじめ、伊勢市議会のホームページ、ケーブルテレビの文字放送等で周知を図ることとしている。

(3) 伊勢市議会議員政治倫理条例骨子(案)について

・1は、「目的」で、議員の政治倫理の規律を定めることによって、倫理

意識の向上及び確立に努め、健全で民主的な市政の発展に寄与することとしている。

- ・2は、「議員の責務」で、市民全体の代表者として、自らの役割を認識し、その使命の達成に努めることとしている。
- ・3は、「政治倫理基準」を定めており、議員は、政治資金規正法、公職選挙法の規定を厳守するとともに、政治倫理基準を遵守することになる。
- ・政治倫理基準の一つ目は、常に市民全体の利益の実現を目指し行動するとともに、職務の公正を疑われるような金品の授受をしないこと、二つ目は、市が行う認可、請負等の契約に関し、個人や特定の企業・団体のための、有利な取り計らいをしないこと、三つ目は、職員の採用、人事異動等に関し、特定の個人の推薦又は紹介をしないこと、四つ目は、市から補助金等を受けている団体を代表する役員に就任しないこと、五つ目は、市税等の完納又は分納は、誠実に行うこと、六つ目は、このほか市民全体の代表者として、品位と名誉を損なう一切の行為を行わないこととしている。
- ・4は、「審査の請求」で、3に掲げる政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にあっては、選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署、議員にあっては、2会派以上で、かつ議員定数の4分の1以上の連署をもって、議長に審査の請求ができるものとし、議長はその審査の請求を受けたときは、10日以内に5に定める政治倫理審査会に審査を付託するものとしている。
- ・5は、「審査会の設置等」で、議長は、市民又は議員から審査の請求があったときは、審査会を設置することとし、審査会は審査のための資料の請求、あるいは事情聴取など必要な調査を行うことができるものとし、審査会の構成は、議長が委嘱する委員5人以内としている。また、必要があると認めるときは、議員を審査会の委員として、委嘱することができるものとしている。なお、審査会の運営に関する詳細な事項は、規則に委ねることとしている。
- ・6は、「議員の協力義務等」で、審査請求の対象となる議員は、審査会の求めに応じ、必要な資料を提出し又は会議に出席して意見を述べなければならないこととしている。
- ・7は、「審査結果報告書の提出等」で、審査会は審査を終えたときは、 議長に審査結果報告書を提出し、議長はその審査結果について、審査請

求をした者に通知するとともに、その概要を公表することとしている。

- ・8は、「議会の措置」で、議会は審査会の報告を尊重し、政治倫理基準 に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措 置を講ずるものとしている。
- ・9は、「委任」で、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めることとしている。
- ・この骨子案については、本日の企画調整部会、全体会で決定した後には、 次の段階として、条文化の作業に入り、改めて伊勢市議会議員政治倫理 条例(案)として協議を願うこととなる。

2 広聴検討分科会からの報告

(1) これまでの協議の経過について(報告)

- ・「議会アンケート」について、昨年9月から11月にかけて市民へ郵送に よるアンケート調査を実施し、その結果をまとめた報告書を作成し、1 月15日号の広報いせと同時に各戸配布を行った。
- ・「議会報告会・意見交換会」については、対象者や実施体制の検討を行い、選挙権の引き下げもあったことから、若い世代との意見交換の場を検討し、皇學館大学が取り組むCLL活動・地域課題学習活動の一環として、6月5日に1回目の意見交換会を実施した。なお、学生から意見を貰うところまでは至らなかったが、本会議や委員会の傍聴案内を行い、8月頃に2回目を実施する予定である。
- ・総連合自治会との意見交換会を検討しており、今後の調整にもよるが、 全議員での対応を想定しているので、協議が整ったら、改めて報告した い。
- ・今後については、広聴機能のあり方、制度構築の検討が必要であり、他 の分科会と調整を図りながら、改選までにできることを検討していく予 定である。

3 広報検討分科会からの報告

(1) これまでの協議の経過について (報告)

- ・「市議会だより」について、いせ市議会だより発行委員会での内容を踏襲しつつ、現在まで3回の編集発行し、表紙写真のレイアウト変更など紙面の見直しを図り、より市民に親しまれる議会だよりとなるよう、協議を重ね、編集・校正作業を行っている。
- ・「議会のICT化」については、市民へ最新の議会情報をわかりやすく

提供することと、市民が議会へ参画しやすい環境を整備するために、先進地の事例を継続して調査しており、2月9日には名古屋市で開催された自治体向けICT推進セミナーに参加し、タブレット運用の研修を受けた。

- ・庁舎改修後の本庁舎における放送設備について、カメラ連動のマイクシステムやインターネット配信を想定したハイビジョンカメラの導入などが予定されており、インターネットによる議会中継の配信を実施していくことを前提に、配信方法等の調査・検討を行っている。
- ・今後については、市議会だよりの発行及び議会のICT化を主な調査・ 検討項目とし、他の分科会と調整を図りながら、改選までにできること を検討していく予定である。

上記署名する。

平成29年 月 日

委員長